

東久留米市地区センター指定管理者の指定について

市では、東久留米市地区センターの指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、令和2年12月21日の市議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市浅間町地区センター
- (2) 東久留米市野火止地区センター
- (3) 東久留米市八幡町地区センター
- (4) 東久留米市南町地区センター
- (5) 東久留米市中央町地区センター

2 指定管理者の名称等

名 称 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会

代表者 会長 松本 誠一

所在地 東京都東久留米市滝山四丁目3番14号

3 指定管理者の指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

詳しくは、福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係 電話 042-470-7749へ。